

NJ 素流協 News

令和元年 8 月 10 日

第 175 号

令和元年 8 月 10 日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園 1 丁目 3-6 (農林会館 5 階)
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>



青年部会設立。若手経営者・後継者の活躍に大きな期待が寄せられる

ノースジャパン素流協青年部会設立総会を開催

NJ素流協はこのほど初めて青年部会を設立し、8月2日、盛岡市内のホテルにおいて設立総会と懇親会を開催した。

1. 青年部会設立の趣意

当組合は事業の中で、林業後継者の育成を重要な項目として位置づけ、林業経営講座や現地視察研修を行なっ

てきた。今般、林業・木材産業の長期的・継続的、かつ着実な事業展開を図っていくためには、中核となる青年経営者及び後継者が切磋琢磨し、連携を図ることが重要であるとし、青年部会を設立する運びとなった。

2. 設立総会開会

青年部会設立発起人会 松田格氏(岩手県住田町、(有)松田林業取締役)の開会の辞に続き、同代表 横澤孝志氏(岩手県岩手町、横澤林業(株)専務取締役)が次のように挨拶した。

「戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎えた今、森林資源の循環サイクルと、林業の成長産業化の取組が重要となっている。木材生産量が増加しつつある一方、施業の集約化や伐採後の再造林が進まないなど、多くの課題も抱えている。国では森林経営管理法による新たな仕組で、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ろうとしている。これから事業の実施主体として、NJ素流協の組合員、特に中核となる青年層

に対する期待は非常に大きいと考えている。青年部会の発足により、資質向上と相互の連絡協調を図り、NJ素流協と組合員個々の発展に向けて取り組む所存である。今後、会員の皆様と関係各位の一層のご理解をいただき、ご指導ご鞭撻を賜りたい」。

続いて来賓の全国素材生産業協同組合連合会 専務理事川端省三氏(日高勝三郎会長代理として出席)が、「林業施策の大きな転換点の時に青年部会が発足することは非常に大きな意義がある。活発な活動を通じて業界が活性化することを祈念している」と祝辞を述べた。またNJ素流協 鈴木理事長は、「失敗を恐れず、つまらないと思われることも、誰もやらなそうなことも計画に入れていってほしい。仕事をする上ではクリエイティブさとシステムティックさの両方を頭においてほしい」と激励した。

3. 議事

議事に先立ち事務局から総会の成立(正会員総数28名中本人出席24名、委任状出席4名、賛助会員1名)が

報告された。小笠原清貴氏(岩手県滝沢市、(旬)二和木材代表取締役)が議長に選出され、議案の審議・承認が行われた。

▽議案第1号「NJ素流協青年部会規約承認の件」

規約承認の件」

▽議案第2号「令和元年度事業計画書及び収支予算決定の件」

書及び収支予算決定の件」

▽議案第3号「役員選任の件」

設立第1期の役員は次のとおり選任された。

議事終了後、下久保仁志氏(青森

役職名	氏名	所属組合員名
会長	横澤 孝志	横澤林業(株)
副会長	松田 格	(旬)松田林業
副会長	下久保 仁志	(旬)下久保林業
幹事	荒川 吉広	荒川商事(旬)
幹事	山田 龍太郎	(旬)山一木材
幹事	柴田 智樹	(株)柴田産業
幹事	廣瀬 誠	廣瀬林業
幹事	漆坂 政輝	(旬)漆坂林業
幹事	白鳥 公	(旬)白鳥運送
監事	野邑 真路	(旬)道又林業
監事	波紫 慎太郎	十和田燐寸軸木(株)

県十和田市、(旬)下久保林業専務取締役)が閉会の辞を述べた。

続いて懇親会が開かれ、NJ素流

協 下山裕司顧問が「青年部会の発足を本当に心待ちにしていた」と祝福

の言葉を述べ、乾杯の音頭を取った。

寄稿 「孫が林業の担い手に」

(国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所

東北支所 主任研究員 大塚 生美氏

1. はじめに

2015年、宮崎県では林業労働力が新規雇用より退職者が多くなり、全体として労働者数が減少(自然減)に転じました。東北では岩手県が、宮崎県に続いて自然減に転じています。「緑の雇用」が開始され、雇用の改善には大きな成果が見られたものの、一人親方の後継者は「緑の雇用」の対象にならないなどの課題も残っています。このため、宮崎県では林業労働力の確保に向け、親が林業・木材産業のいずれかに関わっている子弟への支援事業も用意されています。

こうした中、最近宮崎県で、新規

就労者の中に親世代は大都市等へ転

出し、その子供は地元で暮らしていないが、祖父母が地元にいることで1世代あけたUターン(本人だけみればIターン)が見られるようになってきたことが注目されます。林業ではこうした事例はまだ僅かですが、地方では孫世代を含めたUIJTターンに大きな期待が寄せられています。そこで本稿では(独)労働政策研究・研修機構が2016年5月にまとめた「UIJTターンの促進・支援と地方の活性化―若年期の地域移動に関する調査結果―」(以下、労研報告書)を基に、その特徴についてご紹介します。

2. UIJTターンの動向

地方創生が国・自治体にとって重要な政策課題となっており、地域の人口減少とその背景にある地域からの若年者流出を食い止め、若者の地元定着や大都市圏からのUIJTターンを促進することが求められています。

労研報告書では、UIJTターンについて、次の4つのカテゴリーに区分して分析しています。①「出身県定住者」 Ⅱ 地方圏出身で、中学卒業から現在まで同一県内に居住する者、②「出身県Uターン者」 Ⅱ 地方圏出身で、中学卒業以降に県外での居住経験をもち、現在は中学卒業時と同じ県に居住する者、③「出身県外居住者」 Ⅱ 地方圏出身で、現在の居住県が中学卒業時の居住県と異なる者、④「地方移住者」 Ⅱ 東京圏・近畿圏出身で、現在は地方圏に居住する者(Iターン者)。

まず、回答者の就業状況は、「出身県Uターン者」「出身県外居住者」「地方移住者」では「正社員」の割合が6割を超え、それに比して「出身県

定住者」は56%とやや低くなっています。また、「出身県定住者」では「パート・アルバイト・非常勤」が25%とやや高く、「出身県Uターン者」「地方移住者」で「自営業・自由業」の割合がそれぞれ8%、7%とやや高いことが特徴です。

次に業種別では、「地方移住者」で製造業の割合が高く(24%)、「出身県外居住者」で情報通信業の割合が12%と高くなっています。また、「出身県定住者」で「卸売・小売業」(16%)や「医療・福祉」(15%)、「出身県Uターン者」で「医療・福祉」(15%)がやや高くなっています。

3. 林業にU-Jターン者呼び込むためには

以上、調査結果からは、「出身県Uターン者」「地方移住者」で「自営業・自由業」の割合が高いことが注目されます。近年話題の自伐型林業への参入形態の中には、栃木県智頭町の事例で、若者による「半林半X」のライフスタイル志向による「田園回帰」が報告されています(注1)。Xとは、農業、アウトドアのインスト

クター、住職、移動料理店などの不定期な自営業を指します。最近の若者の定住条件には、ライフスタイルの視点が重要になっていることが指摘できます。

また、労研報告書では、「地域の就業機会が問題になるのは、進学等で地域を離れるタイミングというより、むしろ学校を出てどこで就職するかを考える段階にある」と記述されています。この一例として宮崎県での筆者の調査では、娘2人を子供に持つ林業事業体経営者で、まず姉が林業に関心を持ち、大学卒業後に父の林業会社に就職して経営の一端を担っていたところ、妹も林業に関心を持ち、大学卒業後、高性能機械を扱う労働力として父の会社に就職した例がありました。

林業生産の担い手確保とその定着を考える時、孫世代を含めた「田園回帰」の若者のライフスタイルに林業の魅力をもっとマッチングさせる取組が、今後の地方での林業の担い手確保のキーワードになるかも知れません。(注1) 佐藤直子「自伐林業探求の旅シ

リーズ』『現代林業』2016年9月号 (No.603) から連載中。

トピックス

林業経営講座(第1回)「総務関係勉強会」の内容

前号でもお伝えしたとおり、今年度第1回の林業経営講座(総務関係勉強会)を、6月28日岩手県林業技術センターにおいて開催した。「働き方改革」、「法人化」、「消費税軽減税率」等、人事や経営・経理に関する4つの講座を、16組合員、延べ56名が受講した。今回は特に総務に特化した内容だったこともあり、女性の参加が目立った。

各講座の概要をご紹介します。

1. 働き方改革推進支援センターセクター長 小菅久義氏)

本年4月より働き方改革関連法が順次施行されている。新法の主なポイントである①時間外労働の上限規制導入(原則月45時間、年360時

間)、②管理職含め、年次有給休暇の確実な取得(毎年5日。連続でなくてもよい)、③給与等における正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差禁止等について、事業体でどのように取り組むべきか具体的な解説を行なった。

働き方改革が目指すところは「人手不足への対応」であり、そのために、長時間労働の是正、「同一労働同一賃金」の実現、生産性向上による賃上げを行なって、人材の確保と定着を図る必要がある。新たに導入される各種規制には、事業体の規模や業種によって内容や施行時期に留意する必要がある(例、自動車運搬業務等における時間外労働上限は960時間)。また最低賃金引上げ等の待遇改善や、生産性向上のための設備投資に対しては助成金制度も設けられている。各事業所において内容をよく理解し、積極的に取り組んで欲しいと説明があった。

2. 法人・個人の税制の違い、事業承継の税制(講師 小野寺孝一税理士事務所 税理士 小野寺孝一氏)

個人事業主が事業体を法人化する
場合、そのメリット・デメリットを
どのように考えたらいいか、主に税
制の観点から解説した。

法人化のメリットは、役員報酬の
損金計上等により納税額を全体とし
て抑えられる可能性があること、法
人となることで取引先等からの信用
が増すこと、法人であることが公的

補助金・助成金を受ける要件となっ
ている場合があること等がある。一
方、赤字決算でも資本金額により法
人税（均等割）が課税されること、
社会保険が強制加入となること等、
責任範囲や負担も増す。事業の規模
や将来の展望を勘案して検討して欲
しいと説明があった。

**3. 法人化・事業承継に向けての準
備（講師 岩手県よろず支援拠点
チーフコーディネーター 星野**

剛氏）

中小企業に対する国の施策は、時
代ごとの中小企業像の変化につれ、
「弱者の保護」から「頑張る企業の
支援」のように変遷してきた。現在
は、事業者の高齢化と減少が、地域

の存続に影響を及ぼす懸念が生じて
おり、特に大きく数を減らしている
小規模事業者の支援の一環として、
中小企業庁は全国に「よろず支援拠
点」を設置している。専門家が経営
上の助言・支援を無料で行い、新商
品の開発や財務状況の改善など、経
営改善のための具体的な提案を行な
っている。

法人化（法人成り）の是非につい
ては、有限責任化による幅広い資金
調達、節税、信用力向上、社内的ガ
バナンス強化など、目的の優先度
によって判断が変わってくる。本講座
では、税務、経理、社会保険、事務
作業等の各項目について、個人事業
と法人のメリット・デメリットを比
較、また法人設立のための具体的な
手続きの流れを解説した。

**4. 消費税の軽減税率制度について
（講師 盛岡税務署 審理専門官**

三浦一人氏）

本年10月1日から消費税率の引上
げと同時に実施される軽減税率制度
について、対象となる品目（飲食良
品、新聞）と、事業者に求められる

対応について解説した。当組合員に
あつては、たとえばお茶を購入した
場合の代金が軽減税率の対象となる
など、無関係ではないので注意して
ほしいとの説明があつた。

**青森県六戸町の新工
場、青森プライウッド
ド見学会・完成祝賀会**

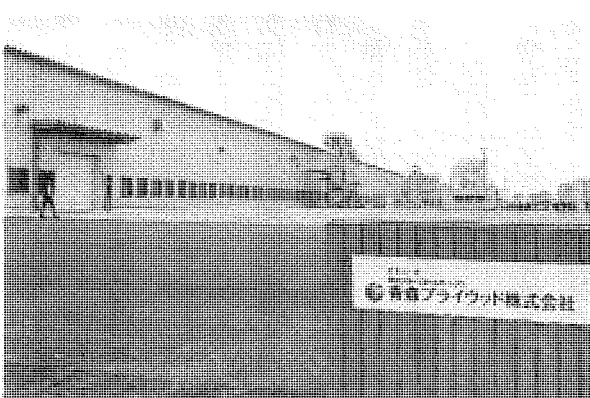
7月11日、青森県六戸町の金矢工
業団地にて、LVLの製造工場であ
る、青森プライウッド(株)（澤田令代
表取締役）の新工場見学会と三沢市
で完成祝賀会が開催され、来場者は
160人を超えた。当組合から、高
橋常務理事と小野寺営業企画部長が
出席した。

この新工場は、隣接するファース
トプライウッド(株)（澤田令代表取締
役）とほぼ同規模のLVL工場であ
るが、生産能力は10%ほどアップす
る計画である。LVLの製造ライン
には、フィンランド・ラウテ社製の
連続プレスなど、欧米の最新機械が
導入されている。

製品のサイズは、プレーナー加工

仕上げは6メートルまでだが、長さ
12mまで生産可能である。幅は30
490mm、厚さは24×75mm。中・大
断面用の二次接着はファーストプラ
イが担うことで、青森プライでは羽
柄材や小割材を主体に、2×4工法
向けのデイメンションランバー（構
造用製材）などとしての供給も予定
している。使用樹種については、現
在はスギのみであるが、将来はアカ
マツの製品も検討している。

原木使用量は、年間15〜16万m³で、
隣のファーストプライと合わせると
30万m³に迫るものとなり、N J素流



六戸町の新しいLVL工場、青森プライウッド(株)

協組合員の更なる事業量拡大と出荷協力が期待されている。

(注) LVLとは、切削された単板の繊維方向をすべて平行にして積層・

接着して造られる木材加工製品で、

「Laminated Veneer Lumber」を略して「LVL」と呼ばれる。

山形県で大径木活用に 関する研究会開催

山形県新庄市および金山町にて7月19日、大径材活用と木造建築に関する研究会が開催された。主催は木材建築に関わる研究や普及啓発などを行うNPO「木の建築フォーラム」で、建築・製材の㈱ヤマムラ、素材生産の㈲三英クラフト等地元企業や、当組合ほか団体が協賛した。

当日は、良材として知られる金山杉の人工林や、新庄市内に新設された製材、集成材、バイオマス発電の各工場を視察。その後、建築物の木造化や木質化を通して大径化するスギの需要を創出する方策について、事例報告や意見交換が行われた。

全国林業普及懇話会 第21回通常総会で 理事長が講演

全国の都道府県林業普及職員のOBで組織する全国林業普及懇話会は7月4日、盛岡市内のホテルにおいて第21回通常総会を開催し、当組合鈴木理事長が「国産材流通から見たわが国林業の歴史と今後の方向」の演題で講演を行なった。

お知らせ

「意欲と能力のある 林業経営体」及び 育成林業経営体情報

既報のとおり、「意欲と能力のある林業経営体」については岩手県と青森県で登録者の公表が始まっています。岩手県では7月に80事業体（うち素流協組合員40）が、また青森県では6月と7月に合わせて8事業体（同一）が登録・公表されました。また岩手県では、林業経営の実績が3年未満や経理状況が良好でなかつ

た等の理由により申請段階で登録基準を満たせなかった林業経営体等について、「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る「育成林業経営体」の登録申請も始まっています。

岩手県の「育成林業経営体」の申請にあたり、経理状況の記載項目はありません。また、高性能機械や間伐補助等の助成事業は受けられませんが、「意欲と能力のある林業経営体」が対象となる、①市町村から委託を受けて伐採等を実施するために設定される経営管理実施権と、②国有林野の管理経営に関する法律の改正により、国有林の一定区域を一定の期間、安定的に樹木を採取（伐採）できる権利、の二つは対象となりません。

このほか各県でも登録業務が行われていますので、詳しくは各県のホームページでご確認ください。

補助金で整備した補助 施設の目的外使用につ いて

大雨等の自然災害に伴う被災地及

び被災者に対する支援として、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金等で整備した補助施設を被災者の緊急避難所として使用したり、林業機械（グラップル等）をがれきの除去等に一時的に使用したりすることは、緊急的な目的外使用になります。こうした事案に関わる目的外使用については、承認申請は必要ありません（林野庁林政部経営課事務連絡より）。

「軽油引取税の免税措置」を 積極的に利用しましょう！

軽油価格の中に含まれる軽油引取税(32.1円/リットル)を免税する措置で、現行の免税措置は **令和3年3月31日まで**となっています。

免税軽油を使うには、「免税軽油使用者」となり「免税証」の交付を受ける必要があります。また、素材生産業者の場合は、前年度 **1,000㎡以上**の素材生産実績が要件となっています。免税措置の利用実績が少ないと、この制度自体がなくなる恐れがありますので、積極的な利用をお勧めします。ご不明の点があれば、N J素流協にお問合わせください。

ちよつと気になる木の話

37

別の用途のB材の話

—合板・集成材とは違うかな—

北海道の国有林の入札公告を見ると、東北とはかなり異なる。東北では、材の区分は一般材・合板材・製紙原料材である。一方、北海道では一般材・低質材・製紙原料材となる。しかし、公告では必ずしもこの区分毎でもなく、一般材・低質材の合極や、低質材・製紙原料材の合極など「ちよつとちよつと」という物件も多い。しかし、単価はあまり変わらないので不思議である。

本題に入ろう。もともと低質材は、一般の建築用製材には向かないが、土木梱包用に向く丸太の区分として設けていた。そのため単価は一般材より低質材より製紙原料材となることが明確であった。

この低質材を利用した製材工場の製品で多かったのが魚箱である。目粗で白いトドマツが好まれ、節や腐れもあまり関係はなかった。なぜトド

マツなのか聞いたら、魚箱は魚を入れ

たまま重さを量って売買されるため、

水を吸って重くなる木が良く、また白

い木の方が魚の見栄えも良いと言う。

なるほど、今でいうバイオマス用材の

生十受け入れと同じである。しかし

大変なのは、船が大漁だと箱を徹夜で

つくって納入しなければならぬが、

不漁だと要らないと言われることだ

と。需要が安定しないのである。そ

の後、魚箱は木箱から発泡スチロール

箱に代わってしまったが、発泡スチロー

ル箱は、その産廃処理や破片の海への

流出等、環境上の問題がある。地球温

暖化対策上も、もう一度考え直すべき

需要である。漁協に、不要となった箱

を燃やす薪ストーブさえあれば…。

同じ頃タマネギの木箱の需要があつ

た。農場は大型経営のため見渡す限

りタマネギ畑であるが、収穫に使うの

が鉄の格子状の箱だった。しかしこ

れだと、鉄格子に当たったタマネギに

傷がつき、生食用としては出荷できな

である。さらには、箱の内面に丸味を
持たせてくれれば最高とのことであつ
た。

魚とタマネギは、漁協と農協か。両
方ともつと木材屋さんと仲良くす
ればいいのに。農林水産連携のはず
だが…。

余談であるが、この当時、特別に注
文されたものが2種類ある。一つは、
ワインメーカーからの山ぶどうの注
文である。一定量山ぶどうを入れな
いと、販売できる味にならないとい
う。もう一つが万年杉という草本である。
これはお寿司屋さんで添え物として
使われる。よく考えると、これらも農
協、漁協がらみかな。

次に、リングゴ箱である。津軽リング
は他産地と違い、旬の時期だけでなく
1年中供給するため、冷蔵保存が必要
であり、保存にはアカマツのリングゴ箱
が使われる。冷凍食品用のパレット
も木かウッドプラスチックである。
低い温度では、プラスチックや鉄はも
たないのである。割れと熱伝導率も
問題である。

このように、合板・集成材でないB

材需要は、箱材だけでもたくさんある
のである。

B材ではないが、短尺材で対応可能
なものとしては、デパートで販売され
る贈答品の箱材がある。しかし製造
している会社と接点を持つのが難し
いかな。

最後に、近年問合せのあつた話。弁
当箱である。かつては木箱折箱工業
会なるものが存在した。厚径木とも
言われ、今でも大館の鶏めしに使われ
ているが、その時相談に来たのは空弁
である。空弁って何？ 駅弁の空港バー
ジョンである。空弁になぜ木の弁当
箱を使いたいか聞くと、値段が高く
も、しつとり感を出したいとのことだ
あつた。客層が違うと言いたそうだ
が、木材業界としては、木を使つても
らえればOKである。

脱プラスチックが叫ばれる時代に
突入しつつある。今こそ、木箱需給の
V字回復の時かもしれない。周りの
名物産業とコラボする機会が必要で
ある。これなら、B材の用途も広がる
し、高級品ならA材需要にもつながる
と思える。

令和元年7月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	10,355	115.5	88.4	19,391	102.3	146.1	29,745	106.5	119.0
カラマツ	3,369	78.2	95.7	351	175.7	92.5	3,720	82.6	95.4
アカマツ	3,292	90.5	154.7	510	41.8	2,981.3	3,801	78.3	177.2
その他	0	*	*	578	96.4	116.1	578	96.4	116.1
合計	17,015	100.6	98.0	20,829	99.3	147.0	37,845	99.9	120.0

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	6,065	148.2	74.1
カラマツ	3,654	128.4	158.1
アカマツ	873	72.0	268.3
その他	59	101.0	*
合計	10,651	129.8	98.4

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m ³)	製材・集成材・その他用 (m ³)	計 (m ³)	燃料用 (t)
スギ	36,520	67,955	104,475	17,446
カラマツ	16,369	996	17,364	11,844
アカマツ	13,487	4,846	18,333	8,080
その他	21	2,035	2,055	153
合計	66,396	75,832	142,228	37,523
目標達成率 (%)	29.5	46.0	36.5	28.9
計画量	225,000	165,000	390,000	130,000

注)*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和元年7月の需給動向】

- 合板用のスギは国有林素材の出材も増え、供給過多の状況が続く。今後も当面同じ状況。
- 集成材用のスギ原木は順調の出材。製材用の原木は今後、虫害時期に入り不足傾向。
- 燃料用も国有林素材が順調に出材されている。今後も継続的に出材される見込み。

耳からウロコ

意外な紙のお話

ー現在にもつながる安定供給！ー

意外な紙って、わら半紙、黒チリ紙、パピルスとかではない。竹を原材料とした紙である。かつて、山口県萩市に日東製紙という会社があり、経営者は政治家でも有名な藤山愛一郎氏であったが、そこで製造されていた。なぜ竹の紙かとい

えば、萩は戦前から夏みかん輸出用の竹かこの産地だったため、竹林が管理されており、原料が入りやすかったためである。ご存知のように竹は成長が早く、7年くらいで1サイクルとなる超短伐期の経営ができる。戦後、GHQが日本を竹を見てその成長量に驚き、世界に広めようとしたとの記録もあるという。しかし、長続きはしなかった。近くて一番良い場所から伐り始めたことは良いが、段々と伐る場所が遠くなり、空隙が多い採算に合わなくなったという。7年サイクルで回るように、伐採地を平均的に分散できなかったのである。

竹紙にはもう一つ事例がある。北海道

天塩川沿いにあった製紙工場である。こちらも全木連をつくった政治家が経営していた。この工場は、根曲竹を原料として紙を作ろうとした。最初は順調だったが、冬場に雪で集荷ができず、原材料がなくなってしまった。夏に冬場分の原料を確保しておかなければならなかったのである。

つまるところ、両方とも安定供給が鍵であった。それは現在にも通じる課題である。

これで竹チップの利用をあきらめたかというところではない。その後高知、京都と竹チップによるボイラー燃焼プラント実験が繰り返された。しかし放置竹林があるにも関わらず採算の合う安定供給にはならず、また空隙の多さで運賃と釣り合わず、長期間にわたって採算がとれる事業化は実現しなかった。

現在竹の紙は、富山、鹿児島に工場のある中越パルプが製造に取り組んでいる。是非、他の会社でも竹の製紙利用を達成してほしいものである。

でも、やはり竹も木材と同じように、A材B材利用用途の確立が先かも知れない。